4

附帯事項

(1) 七月八日以降ハ罷業中ノ日給賃金ハ

(2) 賃金支拂ハ七月末ノ賃金ハ傭員職工解雇ノ際ニ

之ヲ合ニ拂ヒ其ノ後ノ分ハ出勤ニ

時繰延ベシ

豊福平三郎　文部大臣

前田一郎　内務大臣

(3) 所謂職工ノ解雇ハ事業ニ関シテ

ノミ拘ラズ

以上